

# 株式会社都市居住評価センター 住宅性能評価業務規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

**第1条** この住宅性能評価業務規程(以下「規程」という。)は、株式会社都市居住評価センター(以下「当機関」という。)が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第7条第1項に規定する評価の業務(以下単に「評価の業務」という。)の実施について、法第16条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

### (基本方針)

**第2条** 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

### (評価の業務を行う時間及び休日)

**第3条** 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時までとする。

2 評価の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで

3 評価の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時が調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

### (事務所の所在地)

**第4条** 当機関の所在地及び事務所名は次に掲げるとおりとする。

- (1) 所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
- (2) 事務所名 株式会社都市居住評価センター 東京本部事務所

### (評価の業務を行う区域)

**第5条** 当機関の住宅性能評価の業務区域は日本全域とする。

### (住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

**第6条** 当機関は、法第7条第2項第一号から第三号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。)第9条第一号から第三号までに定める区分に係る評価の業務のうち、以下の各号に該当する共同住宅等に係るものを行うものとする。

- (1) 構造形式 RC造、SRC造、S造及びCFRTP造並びにこれらの混合構造等
- (2) 階数 2階建て以上
- (3) 延床面積 200㎡以上

## 第 2 章 設計住宅性能評価の実施方法

### (設計住宅性能評価の申請)

**第 7 条** 施行規則第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価(以下単に「設計住宅性能評価」という。)を申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第 3 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価申請書
  - (2) 平成 12 年建設省告示第 1660 号第 1 から第 3 までに定める図書(施行規則第 3 条第 3 項から第 5 項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。)
  - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し(ただし、当機関が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限り)及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な場合に限り。)
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 3 条第 1 項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを 2 部提出しなければならないものとする。(ただし、当機関において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。)
- 3 前 2 項の規定により提出される図書(以下「設計評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(当機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の受理によることができる。

### (設計住宅性能評価の受理及び契約)

**第 8 条** 当機関は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第 6 条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
  - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
  - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
  - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 当機関は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 当機関は、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる次項について明記するものとする。

- (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
- (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、当機関の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。
- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 評価料金の額に関すること。
  - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
  - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。
  - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者と協議の上、期日を変更できること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
  - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
  - (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
  - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
  - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
  - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。)その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
  - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
  - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

#### (設計住宅性能評価)

**第9条** 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに株式会社都市居住評価センター設計住宅性能評価マニュアルに従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

#### (設計住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第 10 条** 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げの場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、当機関は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

#### (設計評価提出図書の変更)

- 第 11 条** 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

#### (設計住宅性能評価書の交付)

- 第 12 条** 当機関は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。
- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
  - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
  - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)に適合しないと認めるとき。
  - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
  - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別紙 1 に定める方法に従う。
  - 3 当機関は、第 1 項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。
  - 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定め

るところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

### 第3章 建設住宅性能評価の実施方法

#### (建設住宅性能評価の申請)

**第13条** 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価(以下「建設住宅性能評価」という。)のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号(当機関において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、(2)を除く。)に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(新築住宅)
  - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し  
(ただし、当機関において直前の設計住宅性能評価を行なっている場合にあつては、設計住宅性能評価に要した図書及び設計住宅性能評価書又はその写しを除く。)
  - (3) 施工状況報告書の様式
  - (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、当機関において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。)
- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書(既存住宅)
  - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
  - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
  - (4) 評価方法基準第4の3(1)イ後段の規定を適用する場合にあつては、登録住宅性能評価機関が行った現況調査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
  - (5) 評価方法基準第4の3(1)ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあつては、施行規則第15条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。)又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、前2項に掲げる図書が整っていない場合であっても、当機関に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書(以下「建設評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

## (建設住宅性能評価の受理及び契約)

第 14 条 当機関は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第 6 条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 形式上の不備がないこと。
- (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 当機関は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、当機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。

4 当機関は、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者と建設住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。

(1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項

(2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 申請者は、当機関の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。

(b) 申請者は、当機関の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びに敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。

(3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 評価料金の額に関すること。

(b) 評価料金の支払期日に関すること。

(c) 評価料金の支払方法に関すること。

(4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日(以下この項において「業務期日」という。)に関すること。

(b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他当機関に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者と協議の上、期日を変更できること。

(c) 申請に係る住宅が、建築基準法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅、同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号の規定による承認を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証の写しを当機関に提出しないときは、業務期日を延期することができること。

(5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、申請者は建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。

(b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、当機関に書面を持って通知することにより当該契約を解除できること。

- (c) 申請者は、当機関が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の当機関に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
  - (d) 当機関は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面を持って通知することにより当該契約を解除することができること。
  - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、当機関は一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) 当機関が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
  - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
  - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

#### (建設住宅性能評価)

- 第 15 条** 当機関は、法、これに基づく命令及び告示並びに株式会社都市居住評価センター建設住宅性能評価マニュアルに従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。
- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
  - 3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
  - 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
  - 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等(容易に行うことができるものに限る。)を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があつた場合(申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。)は、建設住宅性能評価を一時中断する。
  - 6 第 4 項又は第 5 項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、当機関は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

#### (新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

- 第 16 条** 申請者は、当機関に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を当機関の書式「検査対象工程工事完了通知書」により通知しなければならないものとする。
- 2 当機関は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から 7 日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせ

る。

- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を当機関に提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 当機関は、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第 10 号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

#### (建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第 17 条** 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出するものとする。
- 2 前項の場合においては、当機関は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

#### (建設工事の変更)

- 第 18 条** 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容について当機関に通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、当機関が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

#### (建設住宅性能評価書の交付)

- 第 19 条** 当機関は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の(1)、(2)、(5)及び(6)に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。
- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
  - (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
  - (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
  - (4) 申請に係る住宅について建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号の規定による承認を受けた住宅にあつては、この限りでない。
  - (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他当機関に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
  - (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第 12 条第 2 項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
  - 3 当機関は、第 1 項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合に

においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。

- 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

## 第4章 評価員等

### (評価員の選任)

**第20条** 当機関の長は、評価の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することが出来るものとする。
- 3 既存住宅に係る住宅性能評価の業務に従事する評価員については、登録講習機関（登録制移行前の指定講習機関を含む。）において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

### (評価員の解任)

**第21条** 当機関の長は、評価員が次のいずれかに該当する場合には、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

### (評価員の配置)

**第22条** 評価の業務を実施するため、当機関の事務所に評価員を7人以上配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならない。
- 3 当機関の選任した評価員が病気等の事情により、評価の業務を実施できない場合にあっては、当機関の他の評価員が臨時に評価の業務を行う。
- 4 当機関は、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

### (評価員の教育)

**第23条** 評価員の資質を向上するため、評価員に対して、年1回以上、当機関の行う「評価員連絡会」等の評価業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 評価の業務の最新情報、評価機関等連絡協議会の評価の業務の技術情報（Q&A ほか）などをまとめた報告書を年2回程度評価員に配布し、評価員の教宣、業務知識の共有、向上をはかる。

- 3 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

#### (評価の業務の実施及び管理の体制)

- 第 24 条** 評価の業務に従事する職員を、第 22 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め、当機関の事務所に 10 人以上配置する。
- 2 当機関は、住宅評価業務担当取締役を法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

#### (評価員等の身分証の携帯)

- 第 25 条** 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。
- 2 前項の身分証の様式は、別紙 2 による。

#### (秘密保持義務)

- 第 26 条** 当機関の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

## 第 5 章 評価料金等

#### (評価料金の収納)

- 第 27 条** 申請者は、別紙 3（新築）住宅性能評価料金、別紙 4 既存住宅性能評価料金に定める評価料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の収納方法によることができる。
- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

#### (評価料金の減額するための要件)

- 第 28 条** 当機関は、次のいずれかに該当する場合においては、評価料金を減額することができるものとする。
- (1) 住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請、同法第 7 条の 2 第 1 項の検査の申請及び同法第 7 条の 4 第 1 項の検査の申請を行うとき。
  - (2) 住宅性能評価の申請とともに、性能評価・評定あるいは試験の申請を行うとき。
  - (3) 住宅型式性能認定を受けている型式の住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要）が添えられている場合に限る。
  - (4) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確

- な実施に支障がないと認めた場合は不要。)が添えられている場合に限る。
- (5) 180 日以内に、3 回以上或いは 100 戸以上の住宅性能評価の申請が見込めるときで、住宅性能評価が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
  - (6) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
  - (7) 予め当機関が定めた日又は期間内に、住宅性能評価の申請を行ったとき。
  - (8) 住宅性能評価の申請とともに、独立行政法人住宅金融支援機構法第 13 条第 1 項、第 4 項及び第 7 項に基づく住宅の検査で、同法が定める基準に適合することを証明する適合証明業務を行うとき。
  - (9) 一団の住宅開発等において、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を受け、移動回数の合理化が図れるなど、現場検査が効率的に実施できると当機関が判断したとき。
  - (10) あらかじめ当機関の長が指定するソフトウェアを用いて申請書等を作成し、提出するとき。
  - (11) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。

#### (評価料金の返還)

**第 29 条** 収納した評価料金は、返還しない。ただし、当機関の責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

#### (負担金の納付)

**第 30 条** 当機関は、法第 87 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

## 第 6 章 雑 則

#### (登録の区分等の掲示)

**第 31 条** 当機関は、法第 17 条の規定に従い、登録の区分その他の施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項を、事務所において公衆に見やすいように掲示する。

#### (評価業務規程等の公開)

**第 32 条** 当機関は、本規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページにおいて公表するものとする。(アドレス：<http://www.uhec.co.jp/>)

#### (財務諸表の備付け)

**第 33 条** 当機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

#### (財務諸表等に係る閲覧等の請求)

**第 34 条** 利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ

る。ただし、(2)の請求をする場合は、謄本又は抄本 1 部につき 2,100 円(税込)を、(2)の書面の複写の請求をする場合は、1 枚につき 105 円(同)を、(4) の前段の請求をする場合は、当機関の定める記憶媒体とし、1 件につき 525 円(同)を、(4)の後段の請求をする場合は、1 枚につき 105 円(同)を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
  - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
  - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
  - (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

#### (帳簿及び書類の保存)

**第 35 条** 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5 年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20 年間

#### (帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

**第 36 条** 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

**(電子情報処理組織に係る情報の保護)**

**第 37 条** 当機関は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

**(評価の業務に関する公正の確保)**

**第 38 条** 当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

2 当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
- (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合

4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

**(損害賠償保険への加入)**

**第 39 条** 当機関は、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（保険金額が年間 3,000 万円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

**(事前相談)**

**第 40 条** 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、当機関に相談することができる。この場合においては、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

**附 則**

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

UHEC 程一住宅 A01

平成 18 年 3 月 1 日制定

平成 18 年 8 月 8 日改定

平成 18 年 9 月 12 日改定

平成 19 年 12 月 17 日改定

平成 20 年 11 月 4 日改定

平成 22 年 6 月 1 日改定

## 別紙 1

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○－○○－○○○○－○－○－○○○○○

1～3桁目	067:当機関の番号
4～5桁目	01:東京本部事務所
6～9桁目	西暦年
10桁目	1:設計住宅性能評価 2:建設住宅性能評価(新築住宅) 3:建設住宅性能評価(既存住宅)
11桁目	1:一戸建ての住宅 2:共同住宅等
12～16桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)
備考	変更評価を行った場合には、17桁目に枝番として変更回数を表示

## 別紙 2

株式会社 都市居住評価センター 選任評価員身分証

身分証寸法 横 86 mm × 縦 54 mm

写真寸法 横 24 mm × 縦 30 mm

表面の例

<b>UHEC ユーイック 身 分 証 明 書</b>	
<b>氏 名</b> <u>評 価 千 太</u>	写 真
一級建築士登録番号 ○○○○○○	
上記の者は、当社の選任評価員 であることを証明する。	
登録住宅性能評価機関 国土交通大臣登録番号 13 株式会社 都市居住評価センター 東京都港区虎ノ門一丁目 1-21 TEL 03-3504-2385	
平成○○年○月○日発行	

**注 意 事 項**

1. 本証を紛失したとき、棄損したとき、直ちに再交付を受けること。
2. 本証は、代理に貸与し、又は譲渡しないこと。
3. 身分を失った時は、必ず返還すること。

## (新築)住宅性能評価料金

### 1) 設計住宅性能評価の料金

- 1 新築住宅の必須評価事項に係わる設計住宅性能評価の料金は、対象となる共同住宅等 1 棟につき、別表第 1 (ろ) 欄に掲げる額とする。
- 2 変更設計住宅性能評価の料金は、対象となる共同住宅等の直前の設計住宅性能評価を当機関が行っている場合は、1 回の変更につき、別表第 1 (ろ) 欄に掲げる料金の額の 1/2 とする。ただし、軽微な変更と認められる場合には、協議によりその額を定める。
- 3 前項で、対象となる共同住宅等の直前の設計住宅性能評価を当機関以外の者が行っている場合は、別表第 1 (ろ) 欄に掲げる料金の額とする。
- 4 別表第 1 (い) 欄の法延床面積は、当該建築に係る部分の床面積(住宅の用途に供する部分以外の部分がある場合は、当該建築に係る部分の床面積の合計から、住宅の用途に供する部分以外の部分の面積の 2 分の 1 を減じた面積)について算定する。

### 2) 建設住宅性能評価の料金

- 1 新築住宅の必須評価事項に係わる建設住宅性能評価の料金は、対象となる共同住宅等 1 棟につき、別表第 2 (ろ) 欄に掲げる額とする。
- 2 変更建設住宅性能評価の料金は、対象となる共同住宅等の直前の建設住宅性能評価を当機関が行っている場合は、1 回の変更につき、別表第 2 (ろ) 欄に掲げる料金の額の 1/2 とする。ただし、軽微な変更と認められる場合には、協議によりその額を定める。
- 3 前項で、対象となる共同住宅等の直前の建設住宅性能評価を当機関以外の者が行っている場合は、別表第 2 (ろ) 欄に掲げる額とする。
- 4 建設住宅性能評価において、再検査を行う場合の料金の額は、別途協議とする。
- 5 別表第 2 (い) 欄の法延床面積は、当該建築に係る部分の床面積(住宅の用途に供する部分以外の部分がある場合は、当該建築に係る部分の床面積の合計から、住宅の用途に供する部分以外の部分の面積の 2 分の 1 を減じた面積)について算定する。

### 3) 当機関以外の者が設計住宅性能評価を行った共同住宅等の建設住宅性能評価の料金

- 1 建設住宅性能評価の対象となる共同住宅等に係わる設計住宅性能評価を当機関以外の者が行っている場合は、別表第 2 (ろ) 欄に掲げる料金の額の 3/2 の額とする。

### 4) 音環境に係る評価の料金

- 1 申請者が、評価対象となる共同住宅等の音環境に係る評価を選択した場合の音環境評価料金は、別表第 3 に掲げる額とする。

### 5) 室内空気中の化学物質の測定の料金

- 1 申請者が、評価対象となる共同住宅等の室内空気中の化学物質の濃度測定を選択した場合の濃度測定料金は、別表第 4 に掲げる額とする。

**6) 遠隔地の建設住宅性能評価の料金**

- 1 建設住宅性能評価の対象となる共同住宅等が別表第5に掲げる区域にある場合は、2) 建設住宅性能評価の料金の額に、出張旅費を加算する。

**7) 性能評価書の再交付料金**

- 1 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第四条第4項及び同第七条第4項に基づき、住宅性能評価書を再交付する場合の再交付料金は、1通につき10,500円(税込)とする。

別表第1 設計住宅性能評価の料金

(い) 1棟の 法延床面積(m <sup>2</sup> )	(ろ)料金の額 (税込) 基準額 + 住戸単価×評価住戸数 M (円)		
～1,000	126,000	+	10,500 × M
1,000超 ～ 2,000	157,500	+	10,500 × M
2,000超 ～ 3,000	188,500	+	9,450 × M
3,000超 ～ 5,000	199,500	+	8,925 × M
5,000超 ～ 7,000	231,000	+	8,400 × M
7,000超 ～ 10,000	273,000	+	7,875 × M
10,000超 ～ 15,000	325,000	+	7,875 × M
15,000超 ～ 20,000	399,000	+	7,350 × M
20,000超 ～ 30,000	504,000	+	6,825 × M
30,000超 ～ 50,000	630,000	+	6,825 × M
50,000超 ～ 75,000	787,500	+	6,825 × M
75,000超 ～ 100,000	945,000	+	6,300 × M
100,000超～	1,050,000	+	6,300 × M

### 評価住戸数は M とする

#### 住戸特性割引戸数について

住戸特性割引戸数は、詳細な図面にに基づき同一プラン等を考慮して戸数を算定することができる。ここに、同一プランとは、同一専有面積、同一間取り、同一内装・設備仕様の住戸をいう。

住戸特性割引の額は、(住戸単価) × (住戸特性割引戸数) とする。

なお、評価対象住戸数 M が 20 戸未満の場合には、M は 20 戸として算出する。

### 住戸特性割引

#### (1) 住戸面積補正戸数

住戸面積規模に応じた補正係数を考慮して、その面積規模の住戸数とすることができる。住戸補正係数は下表に掲げる数値とする。

40 m <sup>2</sup> 未満	40～59 m <sup>2</sup>	60～100 m <sup>2</sup>	101～120 m <sup>2</sup>	121～140 m <sup>2</sup>	141 m <sup>2</sup> 以上
0.8	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3

#### (2) 同一プラン住戸割引

同一プラン住戸が 10 戸以上のとき、そのプランの住戸数を 1 割減じることができる。

#### (3) 住棟の形状割引

住棟の形状が、中高層の平らな板状住棟の場合、あるいは、タワー状に同一平面階が繰り返される塔状住棟の場合、その程度に応じて住戸数を減じることができる。

### 複数住棟の住戸単価について

建築確認上 1 団地申請または 1 棟申請で 複数住棟がある場合の住戸単価として、各住棟の総延べ床面積（複合用途建築物の場合には住宅用途部分）に対する単価を用いることができる。

別表第 2 建設住宅性能評価の料金

(い) 1 棟の 法延床面積(m <sup>2</sup> )	(ろ)料金の額 (税込)		
	基準額×N + 住戸単価×評価住戸数 M (円)		
～1,000	63,000 x N	+	16,800 ×M
1,000 超～2,000	73,500 x N	+	16,800 ×M
2,000 超～3,000	84,000 x N	+	15,750 ×M
3,000 超～5,000	94,500 x N	+	15,225 ×M
5,000 超～7,000	105,000 x N	+	14,700 ×M
7,000 超～10,000	126,000 x N	+	14,175 ×M
10,000 超～15,000	147,000 x N	+	14,175 ×M
15,000 超～20,000	168,000 x N	+	13,650 ×M
20,000 超～30,000	210,000 x N	+	13,125 ×M
30,000 超～50,000	252,000 x N	+	13,125 ×M
50,000 超～75,000	315,000 x N	+	13,125 ×M
75,000 超～100,000	399,000 x N	+	12,600 ×M
100,000 超～	472,500 x N	+	12,600 ×M

評価住戸数 M、住戸特性割引戸数および評価対象住戸数 M が 20 戸未満の場合は、それぞれ別表第 1 に同じとする。

住戸特性割引の額は、(住戸単価から 4,200 円を差引いた額) × (住戸特性割引戸数) とする。

N：評価方法基準に定める検査回数

検査回数は工程によるが、階数には地下階を含め、4～5 階までは 4 回程度、14～15 階までは 5 回程度。

検査の時期は、基礎配筋工事完了時、2 階及び 7 の自然数倍を加えた階の床の躯体工事完了時、屋根工事完了時、下地張り直前工事完了時、及び、竣工時。

別表第 3 音環境に係る 1 住戸当たりの音環境評価の料金

(い) 性能表示事項	(ろ)料金の額 (税込)	
	設計住宅評価	建設住宅評価
8. 音環境に関すること (8-1～8-4 の全 4 項目)	4,200 円/タイプ	4,200 円/タイプ
1 住戸の専有面積が 101 m <sup>2</sup> 以上の場合の料金増額率	5,040 円/タイプ	5,040 円/タイプ
1 住戸の専有面積が 141 m <sup>2</sup> 以上の場合の料金増額率	6,300 円/タイプ	6,300 円/タイプ
8-3 透過損失等級(界壁) 及び 8-4 透過損失等級(外部開口部)のみ	1,050 円/戸	1,050 円/戸

別表第 4 室内空气中の化学物質の濃度測定に係わる濃度測定の料金

(い) 測定住戸数	(ろ) 料金の額 (税込)	
	ホルムアルデヒドのみ (1 住戸あたり)	ホルムアルデヒド + VOC (1 住戸あたり)
1 住戸	68,250 円	78,750 円
2 住戸	47,250 円	57,750 円
3~5 住戸	31,500 円	42,000 円
6~10 住戸	25,200 円	35,700 円
11~30 住戸	23,100 円	33,600 円
31 住戸~	21,000 円	31,500 円

注) 多点計測の場合は 10,500 円/バッジを加算 (税込)。

建設住宅性能評価としてではなく、計測のみを実施する場合には、別途交通費実費を加算する。

別表第 5 出張旅費 (税込)

(評価員 1 名につき)

地 域		出張旅費 (円)		備 考
地域区分	当機関所在地からの距離 : D (km)	出張費	交通費	
地域 : A	$D \leq 15$	—	—	
地域 : B	$15 < D \leq 30$	—	—	
地域 : C	$30 < D \leq 50$	—	—	
地域 : D	$50 < D \leq 100$	—	—	
地域 : E	$100 < D \leq 200$	10,500	15,000	
地域 : F	$200 < D \leq 500$	21,000	25,000	
地域 : G	$500 < D \leq 750$	21,000	35,000	
地域 : H	札幌、福岡 同等の距離	21,000	65,000	
地域 : I	沖縄 同等の距離	21,000	75,000	

注) 建設地が、当社選任評価員が在住する地域においては申請者と協議して定める。

## 既存住宅性能評価料金

既存住宅に関する住宅性能評価は、現況検査と個別性能評価により行います。さらに現況調査は住棟・共用部分の調査と住戸単位の調査に分けます。このため、評価料金は、現況検査料金と個別性能評価料金に分けて定めます。

### 1. 現況検査料金 (住棟・共用部分の現況評価)

住棟・共用部分現況検査 料金の額 (1棟当たり)			(税込) 単位円
延べ床面積 A (㎡)	竣工図・設計 図書あり※1	設計図書 あり※2	設計図書 なし
200 < A ≤ 1,000	189,000	231,000	個別見積
1000 < A ≤ 2,000	210,000	262,500	個別見積
2,000 < A ≤ 3,000	231,000	283,500	個別見積
3,000 < A ≤ 5,000	262,500	315,000	個別見積
5,000 < A ≤ 7,000	315,000	378,000	個別見積
7,000 < A ≤ 10,000	367,500	451,500	個別見積
10,000 < A ≤ 15,000	420,000	525,000	個別見積
15,000 < A ≤ 20,000	525,000	630,000	個別見積
20,000 < A ≤ 30,000	682,500	840,000	個別見積
30,000 < A ≤ 50,000	892,500	1,102,500	個別見積
50,000 < A ≤ 75,000	1,155,000	1,417,500	個別見積
75,000 < A ≤ 100,000	1,470,000	1,837,500	個別見積
100,000 < A	1,890,000	2,362,500	個別見積

### (住戸・専用部分の現況評価)

住戸・専用部分現況検査料金の額 (1住戸当たり)			(税込) 単位円
評価対象住戸	竣工図・設計 図書あり※1	設計図書 あり※2	設計図書 なし
90㎡以下の住宅	35,700	46,200	個別見積
90㎡を超える住宅	20㎡毎に上表の10%を加算する		個別見積

※1：竣工図・設計図書は意匠、構造、設備に関する竣工時の図面や現況を示す図面とします。

※2：意匠図しかない場合や、現況と設計図書のくい違いが大きい場合などです。

注1) 遠隔地の現況検査にあたっては、別紙3の別表第5に掲げる区域にある場合は、出張旅費を加算します。

また、現況検査が第3条、第1項に定める評価の業務を行う時間の時間外或いは、同条、第2項に定める評価の業務の休日に行なわれる場合には、25%割増となります。

注2) 現況検査の再検査の費用は、住棟・共用部分は上表の1/3、住戸・専用部分は1/2となります。

また、特定現況検査(腐朽・蟻害)は別途料金となります。

注3) UHECの評価書がある場合には、割引制度があります。

## 2. 個別性能評価料金 (個別性能評価は全て選択制で希望する住戸毎に行います)

個別性能表示項目 (全て選択項目)	住棟 共用 部分	住戸 専用 部分	個別性能評価料金の額 (税込) 円			
			建設評価書 あり※3	設計評価書 あり※3	設計図書 あり	設計図書 なし
1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	○	—	29,400	56,700 (28,350)※5	67,200※4 (33,600)※5	個別見積
1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	○	—	☆	—	—	—
1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等 防止及び損傷防止)	○	—	☆	—	—	—
1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び 損傷防止)	○	—	☆	—	—	—
1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び 損傷防止)	○	—	☆	—	—	—
1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定 方法	○	—	☆	☆	☆	個別見積
1-7 基礎の構造方法及び形式等	○	—	☆	—	—	—
2-1 感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	—	○	8,400	9,450	9,450	個別見積
2-2 感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時)	○	○	☆	☆	☆	個別見積
2-3 非難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)	—	○	☆	☆	☆	個別見積
2-4 脱出対策 (火災時)	—	○	☆	☆	☆	個別見積
2-5 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部))	○	○	☆	—	—	—
2-6 耐火等級 (延焼のおそれのある部分 (開口部以外))	○	○	☆	—	—	—
2-7 耐火等級 (界壁及び界床)	—	○	☆	—	—	—
4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	—	○	8,400	—	—	—
4-2 維持管理対策等級 (共用配管)	○	—	☆	—	—	—
4-3 更新対策 (共用排水管)	○	—	☆	—	—	—
4-4 更新対策 (住戸専用部)	—	○	☆	—	—	—
6-2 換気対策	—	○	8,400	9,450	9,450	個別見積
6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	—	○	別途料金			別途料金
7-1 単純開口率	—	○	8,400	9,450	14,700	個別見積
7-2 方位別開口比	—	○	☆	☆	14,700	個別見積
9-1 高齢者等配慮対策等級 (専用部分)	—	○	8,400	9,450	9,450	個別見積
9-2 高齢者等配慮対策等級 (共用部分)	○	○	☆	☆	9,450	個別見積
10-1 開口部の侵入防止対策	—	○	8,400	9,450	9,450	個別見積
1 住戸で選択可能項目を全て選択する場合の料金の額 (6-3を除く)			54,600	82,950 (56,700)※5	114,450 (82,950)※5	個別見積

○印は性能評価が選択可能な表示事項を示しています。 — 印は評価の対象とはなっておりません。

※3：評価書および竣工時設計図書(意匠、構造、設備に関する竣工時の図面や現況を示す図面)がある場合です。

※4：新耐震設計法(1981年)以降の基準による構造計算書、地盤調査書等がある場合を対象とします。

※5：住棟・共用部分について、既に「1. 構造の安定に関する分野」の個別性能評価を実施している場合には、「同分野」の評価料金は1/2となります。( )内。

注1) ☆印：1, 2, 4, 7, 9の分野毎に、その分野の最上段に示す金額の中に含まれることを示しています。

注2) 二つ以上の分野を選択した場合、各分野の評価料金に含まれる、品確法第87条第2項に基づく負担金相当額は、1分野の負担金相当額以外、全て減額します。